

# やまぐち働き方改革推進会議取組方針（改正後全文）

平成28年 8月18日策定

平成29年12月21日改正

平成31年 3月 日改正

## 第1 趣旨

人口減少が進行する山口県においては、特に15歳から29歳までの年齢層を中心に若者の県外流出が続いており、これに歯止めをかけるため、地域経済の活性化を図り新たな雇用を創出するとともに、雇用の場を活かした若者などの県内定着や還流を促進する必要がある。

また、多くの働く女性が結婚、出産、育児等を契機に退職し、職場での活躍を断念していることから、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場づくりを推進し、地域産業の担い手を確保する必要がある。

さらに、現在、県内企業では人手不足の状況もみられることから、人材の育成・確保とマッチング支援が重要になっている。

このように、これらの課題解決のためには、働きやすい環境づくりや安定した雇用の場の確保を進める「働き方改革」の取組が不可欠である。また、この「働き方改革」の推進は、長時間労働の是正等を通じて労働の質を高め、生産性の向上にも資するものである。

こうしたことから、山口県知事をトップとする「やまぐち働き方改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、関係団体の緊密な連携の下、「働き方改革」の取組を積極的に推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指すこととする。

## 第2 働き方改革の方向性

### 1 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 長時間労働の是正（所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等）
- (2) 仕事と育児・介護の両立支援
- (3) 時間や場所にとらわれない多様な働き方等の普及促進
- (4) 病気の治療と仕事の両立支援

### 2 多様な人材が活躍できる魅力ある雇用の場づくりの推進

- (1) 若者等の正社員雇用の拡大及び非正規雇用労働者の正社員転換の促進
- (2) 女性の活躍促進（再就職支援、創業支援等）
- (3) 高年齢者、障害者等、誰もが働きやすい雇用・就業の場の創出
- (4) 雇用のミスマッチの解消（インターンシップの強化、キャリアアップ支援等）
- (5) U J I ターン就職の促進（県出身学生、保護者、学校等への確実な情報提供等）
- (6) 勤務条件の改善

### 第3 推進会議の役割

- 1 地域の働き方に関する課題等の調査及び研究に関すること。
- 2 働き方改革の普及及び啓発に関すること。
- 3 働き方改革の推進に係る施策の検討及び実施に関すること。
- 4 働き方改革の推進に係る関係団体等の連携促進に関すること。
- 5 その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 第4 推進体制

#### 1 会議及び委員

- (1) 働き方改革を推進するため、取組方針その他の重要事項の決定等を行う推進会議（総会）を設置するとともに、推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
- (2) 推進会議（総会）の委員は、構成団体を代表する者及び会長が指名する者とし、幹事会の幹事は、構成団体が指名する者及び幹事長が指名する者とする。
- (3) 推進会議（総会）及び幹事会には、構成団体の取組を支援し、又は協力する機関等をオブザーバーとして参加させることができる。
- (4) 働き方改革に関する専門的な事項を調査、研究、又は審議するため、推進会議に部会、ワーキンググループその他の合議制の組織を置くことができる。

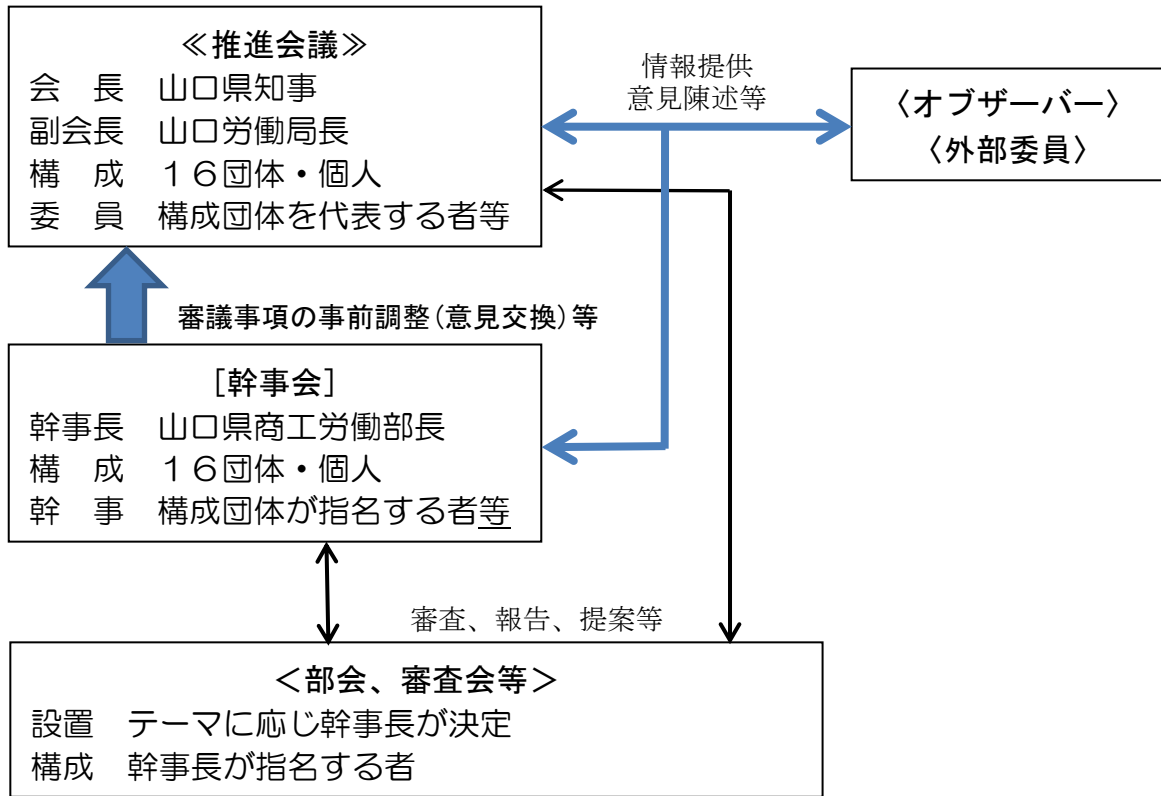
#### 2 会議の役割

- (1) 推進会議（総会）は、推進会議に係る次の重要事項を審議する。
  - ① 基本的な取組方針の決定
  - ② 事業計画の決定及び事業成果の検証
  - ③ その他会長が必要と認める事項
- (2) 幹事会は、推進会議の運営に関する次の事項を審議する。
  - ① 調査分析及び研究
  - ② 事業内容の検討及び執行
  - ③ 総会に提出する議案
  - ④ 総会から委任を受けた事項
  - ⑤ その他推進会議の運営に関する事項
- (3) 推進会議（総会）及び幹事会は、必要に応じ、委員及び幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

#### 3 事務局

推進会議の事務局は、山口県商工労働部労働政策課に置き、事務局長は、同部労働政策課長をもって充てる。

【推進体制図】



第5 構成団体等（16団体・個人）

区分	名称
労働団体	日本労働組合総連合会山口県連合会、 一般社団法人山口県労働者福祉協議会
使用者団体	山口県経営者協会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、 山口県中小企業団体中央会、山口経済同友会、 一般社団法人山口県労働基準協会
金融機関	株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、山口県信用金庫協会
公的団体等 (多様な人材の活躍)	国立大学法人山口大学、 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、 学識経験者（女性の働き方）
行政機関	厚生労働省山口労働局、山口県

《オブザーバー》

経済産業省中国経済産業局、やまぐち働き方改革支援センター、働き方改革サポート  
オフィス山口、公益財団法人やまぐち産業振興財団、山口産業保健総合支援センター、  
山口県社会保険労務士会、中国税理士会山口県支部連合会

## 第6 構成団体等の役割

構成団体等は、緊密に連携しながら、次の取組をそれぞれが積極的に行うものとする。

区 分	役 割
労 働 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労環境の改善・向上に向けた取組</li> <li>・労働者及び関係団体への周知、啓発、実態把握、意見聴取等</li> </ul>
使用 者 団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用環境の改善・向上に向けた取組</li> <li>・地元生徒・学生や女性、高齢者、障害者の雇用拡大に向けた取組</li> <li>・経営者及び関係団体への周知、啓発、実態把握、意見聴取等</li> <li>・労働基準・労働安全衛生等の普及啓発</li> </ul>
金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生に向けた資金面からの支援</li> <li>・金融機関の持つ情報や知見を活かしたコンサルティング機能及びマッチング機能の発揮</li> </ul>
公 的 団 体 等 (多様な人材の活躍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業が求める人材育成等</li> <li>・学生の県内就職率の向上、地元定着促進</li> <li>・女性、高齢者、障害者の雇用に関する助言、支援等</li> <li>・公共職業訓練による人材育成等</li> </ul>
山 口 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働法制等の周知及び徹底</li> <li>・企業における人材確保、雇用環境の整備等に関する支援</li> </ul>
山 口 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく働き方改革関連事業の推進（地方創生推進交付金の活用等）</li> <li>・「やまぐち働き方改革支援センター」の設置、運営</li> <li>・その他県の独自制度による取組の推進</li> </ul>

## 第7 取組期間

取組期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、次のとおり実施する。

年 度	内 容
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進会議設立、調査研究、普及啓発（セミナー開催等）</li> <li>・働き方改革支援センターの設置</li> </ul> </li> </ul>
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機運醸成、事業スキームの確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究の結果を踏まえた具体的な取組の立案と実行</li> </ul> </li> </ul>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事例の創出、民間の支援体制の充実（アドバイザー）等</li> <li>・取組の中間検証（実態調査、女性意識調査）</li> </ul> </li> </ul>
31・32	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組の強化拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革関連法の成立等、新たな状況を踏まえた取組の推進</li> <li>・成果を踏まえた取組の充実及び加速化</li> </ul> </li> </ul>